

障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業報告会（概要）

日 時 平成 30 年 3 月 16 日（金）13 時～16 時 40 分
場 所 中央合同庁舎 8 号館（内閣府 1 階 講堂）

【開催の目的】 内閣府実施概要より

障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業において、障害者差別解消支援地域協議会を組織・運営するための課題を抽出するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に資する取組を実施している地方公共団体の取組内容や内閣府において実施しているアドバイザー派遣の結果について関係者等に広く共有するための報告会を開催し、各地域における取組の促進と気運の醸成を図るもの。

【主なプログラム】

- ・ 基調講演
- ・ 地域協議会設置自治体からの報告（大阪市 / 千葉県八千代市 / 東京都世田谷区）
- ・ パネルディスカッション

報告会における主な意見

- ・ 実効性の担保をきちんと地域協議会のなかで議論していく必要がある。
- ・ 全国で条例制定の動きが広まっている。都道府県レベルでは半数くらいで制定に向けた検討が進んでいる。法律ができてから条例制定の勢いが増している感じ。助言・調停・斡旋の部分の効力を強められる。
- ・ 地域協議会は、やや形式的なものになってきている。事例の共有をして何が起きているのかという把握は結構できているが、事案を解決するための後押しの役割が割合的には低い。
- ・ 市民（障がい当事者含む）の法の認知割合はほぼ 2 割。認知を高めていくために協議会の取組をより広く細かく柔軟に進める必要がある。
- ・ 悪意をもった差別はあまりないが、「知らない」「無関心」「無視される」という、消極的な形で差別が起こっている。
- ・ これまで「仕方ない」として済まされていたことが、法律ができたことによって、丁寧に考えられるようになってきた。また、障がい者のニーズも高く変化してきている。協議会の取組や合理的配慮についてもニーズに合わせて進化させていくことが今後の課題ではないかと思う。

- ・知的、発達、精神に障がいがある方への配慮はまだまであり、建設的対話が重要。架空の事例でもいいので、協議会でアイデアを出してもらって か×ではなく を議論することが大切。出てきたアイデアがデータベースとして蓄積される。
- ・差別を解消するうえで、「こういう解決策があるけどいかがですか」ということを提示できるかどうかがとても大事なところで、データベースができていないと難しい。
- ・公的助成制度により筆談ボードを駅周辺のショッピングセンターに置いてもらったところ店員の説明が丁寧になった。
- ・地域協議会が形式的になるのを懸念して、事例に関してグループワークを実施。オブザーバーも一緒になって、それぞれ事業者の立場と障がい者の立場で意見を出し合った。
- ・差別の事例の引き出し方として、「差別をされたことやしたことがあるか」と聞くと挙がってこない。しかし、「不便なことは何ですか」と聞くと、差別に繋がる事例が上がってくる。不便なことと差別は近いところにあるのではないか。
- ・支援者、相談窓口の感度やスキルを上げることが必要。
- ・学生への合理的配慮はかなり進んでいる。しかし、教員や事務職員への合理的配慮は進んでいない。
- ・理解啓発は子どもの頃から進めることが重要。
- ・差別は普段の人権相談の中に埋もれている。法が施行されたことで障がい者差別の切り口で解決できる事例も出てきている。
- ・環境整備の取組において評価指標を示していくことで、合理的配慮の提供もしやすくなると考えられる。